

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は日本精化株式会社と称する。
英文では Nippon Fine Chemical Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 精製樟脳、再製樟脳、樟脳油、医薬品、化学製品、工業薬品及び香料の製造、販売並びに問屋業
- (2) 樹脂、精油、塗料、油脂製品及び食品関係製品の製造、販売並びに問屋業
- (3) 医薬部外品の製造、販売並びに問屋業
- (4) 化粧品製造、販売並びに問屋業
- (5) 化学肥料及び農業薬品の製造、販売並びに問屋業
- (6) 前各号関連品の輸出入
- (7) 樟樹その他の植林
- (8) 不動産の利用、管理、売買及び賃貸
- (9) 有価証券の保有利用
- (10) 前各号に関連及び附帯する業務並びに投資

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市におく。

(機 関)

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は 38,413,600株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

- 第10条 当社の株主は、「株式取扱規則」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

- 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

(株主名簿管理人)

- 第12条 当社は株主名簿管理人をおく。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第13条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は9名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 取締役は株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

- 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は法令に別段定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
- 2 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会招集の通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規則)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

(取締役会の決議の省略)

- 第27条 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

- 第29条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第30条 監査役は株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

- 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

- 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払配当金には利息をつけない。

(2022年6月23日 改正実施)